

## 立科町森林経営管理制度実施方針（実施計画）

### 1 趣旨

立科町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、立科町に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう立科町が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

### 2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

#### （1）現況と課題

- 立科町の森林は（3,854ha）で、うち民有林は（3,369ha）となっている。
- 民有林人工林（1,979ha）で、所有者自らが管理する森林（公有林・団  
体有林・経営計画対象森林を除く森林）が（958ha）あり、そのうち令和  
2年度時点で（561ha）が間伐等の整備が必要な状態にある。
- 立科町内では、佐久森林組合等により2団地（区域面積（951.95ha）、  
うち人工林（708.07ha）の森林経営計画が策定されている。佐久森林組合  
では、今後林業経営の成り立つ区域について森林経営計画策定森林を増や  
す計画である。
- 立科町内の林業経営は主に上記森林経営計画策定森林において実施され  
ており、近年は芦田財産区団地などで搬出間伐が実施されている。
- 立科町は南北に細長い形状であり、南側に位置する蓼科山山麓は公有林  
（町有林、国有林）が占めている。
- 集落及び私有林は、町の中心～北側に位置しており、旧村単位で芦田、  
宇山、塩沢、牛鹿、桐原、山部、藤沢、茂田井の8地区に分かれ、各地区  
は国県道の主要幹線で連絡されている。
- 令和元年の台風19号災害ではこの主要幹線や幹線に沿って設置される  
送電線、電話線などが被災し、住民の生活を脅かした。町ハザードマップ  
によればこれら集落、主要幹線、河川沿いに土砂災害危険地区が存在して  
いる。
- 立科町では、これらを取り囲む森林の管理が住民の生活・生計の維持を  
図る上で重要な課題となっている。
- 近年では、標高の低い立科町の北側の地区を中心にアカマツ林の松くい  
虫被害が増加しており、アカマツの枯損が防災や景観上の観点から課題と  
なっている。

## (2) 基本的な考え方

- 立科町では、森林所有者（森林組合への長期施業委託含む。以下同じ）による施業を森林経営計画の策定を通じて促しつつ、森林が有する防災減災の機能が求められる区域や松くい虫の被害地域などについて、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。
- 以上を踏まえ、別添図面のとおり生産林・防災減災林及びその他森林に区分し、生産林及び生産林と一体的に整備を行うことで、効率的に森林整備を行なうことができる防災減災林については、森林組合による集約的な森林経営を促すとともに、防災減災林については森林経営管理制度等を通じて立科町が主体的に整備を進める。なお、その他森林については、意向調査が完了し整備の体制が整い次第、経営管理について森林所有者の意見を聞きつつ検討する。

## 3 森林所有者意向調査について

### (1) 対象森林の考え方

#### ア 経営森林として除外する森林

- ・ 森林経営計画樹立森林
  - 南平団地（56～61 林班）
  - 芦田財産区団地（26～30、32～36 林班）
- ・ 森林経営計画樹立候補森林
  - ※森林組合と調整中
- ・ 公有林（町有林）、財産区有林
- ・ 団体有林
  - 一般社団法人 長野県林業公社
- ・ 保安林のうち治山事業で整備計画がある保安林

#### イ 対象森林の絞り込み

- ・ 立科町ハザードマップにより土砂災害危険区域に指定される区域を含む林班を抽出する。
- ・ 上記で抽出されない森林で居住区域、農地区域、国県道及び主要な町道、河川沿いに連続する林班を抽出する。
- ・ 上記で抽出されない森林で、松くい虫被害のあるまたは、今後被害の恐れのある地域のアカマツ林について、林班を抽出する。
- ・ 抽出した森林について意向調査を実施する区域とする。

- ・抽出結果によらず、防災減災機能の向上が必要と判断した森林について区域に随時追加する。

#### ウ その他対象森林への追加

- ・森林経営計画対象林班において長期施業委託不同意（又は所有者不明等で計画樹立者が所有者を明らかにできなかった森林）のうち、イに該当するものについて、その区域を随時追加する。

### (2) 対象森林面積等

- ・対象森林の面積及び森林資源  
(533ha)・・・詳細は別紙1 森林資源構成表のとおり
- ・対象森林の位置・・・別紙図面のとおり
- ・対象森林に関わる筆数（概数） 1,773 筆

### (3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・意向調査は令和2年度から開始する。
- ・意向調査は優先度の高い地区から進めることとし、その計画は別紙2のとおりとする。
- ・調査方法は郵送を基本とするが、在村者にあつては地区の状況によって個別対応（個別訪問、地区説明等）も検討する。
- ・意向調査の回収は郵送を基本とするが、在町者にあつては直接回収も検討する。

## 4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・対象森林は、立科町による主体的な整備を進めることを基本とする。
- ・地籍調査の結果に基づく森林境界を明確化した上で、必要な森林について、森林経営管理権を設定するものとする。
- ・現地調査の結果、林業経営に適する森林または、林業経営に適する森林と一体的に整備を行うことで効率的に森林整備を行うことができる森林と判断される場合には、森林組合等の意欲と能力のある林業経営体等による集約的な森林経営を促し、森林経営計画樹立による森林整備の推進を図る。また、森林経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第33条1ロに基づく区域設定を検討する。
- ・防災減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れのある劣悪木の伐採などは、森林所有者の同意を得た上で森林管理経営

権の設定に先んじて伐採などの対応をすることとする。

- ・機能向上の観点から更新が必要な森林については、択伐による更新を基本とするが、松くい虫被害地については樹種転換を行うなど、地域の状況に合わせた造林・保育を行うこととする。

## 5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・町が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、町民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲での実施をする。

- ・森林環境譲与税は立科町森林環境譲与税基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻しし原資とする。

- ・立科町森林環境譲与税基金は、森林経営管理制度の実施のほか、町内の森林整備の促進について譲与税の趣旨に沿って使用される。

## 6 その他特記事項

- ・対象森林については随時見直しを行うとともに、見直しにあっては佐久地域振興局林務課や地域林業関係者の意見を聞きながら進めることとし、結果は町民が閲覧できるものとする。

- ・意向調査や現地調査の結果は積極的に森林簿に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。

- ・一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の町の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、佐久地域の市町村と連携し情報の共有やその他連携して進める事項の検討を進める。